

2013年2月15日

国際環境 NGO FoE Japan  
開発金融と環境プログラム委託研究員  
波多江 秀枝 様

伊藤忠商事株式会社

フィリピン・イサベラ州バイオエタノール製造・発電供給事業に関する  
追加質問に対する御回答

拝啓、時下益々ご清栄のことと御喜び申し上げます。

2012年11月16日に貴団体及び弊社間で実施した面談の際に貴団体からご指摘頂いた点に関して以下の通り回答します。

**1. 土地問題 - 土地所有権 -**

- ◆ 指摘事項: 土地所有権に関する係争あり、正当な所有者は農民。
- ◆ 調査結果:
  - 契約者名: F\*\*\* Family
  - 係争は存在。P\*\*\* Family と農民の双方がそれぞれ certificate を持っており係争となっていたもの。
  - 2012年11月27日に Delfin Albano 村長招集により、全関係者が集まり協議結果、以下にて対応することを決定しております。
    - ◇ 当該農地(23ha)について農民を受益者と認め、DAR(Department of Agrarian Reform) は農民に対し所有権授与証明書/CLOA(Certificate of Land Ownership Award)を発行する。尚、当該証明書を以て当該農地は正式に農民所有となる。
    - ◇ CLOA 発行手続きには非常に時間を要する為、ECOF には土地使用契約期限(2014年6月)の到来までは土地使用を認め、CLOA 発行か原契約期限切れの何れか早い方を以て土地の管理を農民に委ね、砂糖黍栽培による被害も補償する。
  - 尚、別途 ECOF からの報告によれば、農民が望めば、ECOF 側と新規に契約農民又はリース契約をする事も可能であるとのこと。

**2. 土地問題 - ECOF 社員による証明書偽造の疑い -**

- ◆ 指摘事項: ECOF 社員が土地所有書を偽造して契約。
- ◆ 調査結果:
  - 場所: San Mariano 町 B\*\*\*地区
  - 土地所有者: A・Y (その後妻の T・Y)

当該農地に係る諸契約は以下の通り。

- ① GFII と T・Y とのリース契約書: (2009.4.15 付け)
- ② その際に根拠とした Y 氏の所有権証明書: (1981.5.12 付け Transfer Certificate of Title)
- ③ Y 氏の Tax-Declaration

当該農地については 2009 年 4 月 15 日に所有者の Y 氏とリース契約を締結。その際の ECOF 側担当が ECOF の Mr. C。またリース契約締結前に Y 氏の所有権を 1981.5.12 付の Transfer Certificate of Title で確認しておりますと共に、併せて所有者の Tax Declaration も確認しており、偽造の事実は無かったと認識しております。

### 3. 労働問題 - ट्रাক事故負傷者への補償 -

- ◆ 指摘事項: ट्रাক事故の負傷者 (Mrs. D) への補償
- ◆ 調査結果:

Mrs. D への補償については既に実施済みです。尚、2011.10.10 付で Waiver 確認書をもらっており、その後 ECOF 担当が D 氏と面談した際も含めて特に問題点の指摘はなかったとの報告を受けております。

また DAGAMI 等団体が上述第一項の土地係争問題に関連して 2012 年 8 月 7 日に ECOF 本社前にてデモ行進を行った際に ECOF 側が Mrs. D からのレターを受取拒否したと貴団体よりご指摘受けた件につき調査致しました。それによりますと、同団体が ECOF 本社前にて土地問題でデモ行進を行った際に、門番を通じてレターを受領しましたが、受領したのは一通で主に上述の土地係争に関するものでした。従いまして同女史からのレターは受領しておらず、ECOF 側担当者も貴団体より頂いた同女史のレターを弊社及び GFII より転送して初めて存在を認識したとのことです。尚、門番経由での受領となりましたのは当日大勢の方が押し掛けて騒然とした状況だったため門番経由での受け取りとせざるを得なかったと報告を受けております。

### 4. 排水問題 - トウモロコシ被害補償関連 -

- ◆ 指摘事項: 被害を受けた二世帯への補償
- ◆ 調査結果:

#### ➤ I・R 氏関連

7 月 21 日にクレームを受け、コーン 900 本 \* 5 ペソ = 4,500 ペソと GFII 側では試算したが、5,000 ペソで先方と妥結し、7 月 23 に支払い済み。R 氏よりレシートと waive 確認書をもらっており、その後もクレームを受けておりません。

#### ➤ W・R 氏関連

FoE 殿の御指摘の通り GFII 環境担当者の病死による連絡漏れにより未処理であった事が判明致しました。その後、早急に R 氏にお詫びをするとともに被害額を算定し 3,750 ペソで先方と合意し、11 月 27 日に支払い済みで御座います。Waive 確認書も受領済み。

以上、ご理解の程宜しくお願い致します。

敬具